

令和7年度

市政執行方針

美唄市長 桜井 恒

目次

1	はじめに.....	1
2	市政執行の基本姿勢.....	1
3	主要施策.....	2
	挑戦1 ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり.....	2
	挑戦2 地域資源を生かした「にぎわい」と「活力」あふれるまちづくり.....	6
	挑戦3 地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくり.....	11
	挑戦4 人と自然が共生した安全・安心のまちづくり.....	14
	挑戦5 市民が主役の誰もが活躍できるまちづくり.....	19
4	むすび.....	21

1 はじめに

令和7年第1回市議会定例会の開会に当たり、市政運営の基本的な考え方を申し上げ、市民の皆様並びに市議会議員の皆様にご理解とご協力を賜りたく存じます。

現在、日本全体で人口減少や少子高齢化が加速し、地方経済の縮小、地域社会の担い手不足、子育て・教育環境の変化など、多くの課題が顕在化しています。

本市においても、労働人口の減少が地域産業に影響を及ぼし、公共交通の維持や医療・福祉サービスの確保など、持続可能なまちづくりの観点から対応が求められています。

また、若者や女性に選ばれるまちとなるためには、教育環境の充実、雇用の創出、子育て環境の整備が不可欠です。地域の魅力を高め、誰もが住み続けたいと思える環境を整えていくことが、次世代につなぐまちづくりの鍵となります。

「地方こそ成長の主演」という意識のもと、私自身が先頭に立ち、市民とともに挑戦し、「皆がときめく未来を語るまち 美唄」を実現すべく、全力で取り組んでまいります。

2 市政執行の基本姿勢

令和7年度の市政執行に当たり、私の基本姿勢を申し上げます。

令和7年度におきましても次の3つの基本政策を柱として、市政運営を行ってまいります。

1つ目は、「市民の暮らしを守ることを最優先にする」

2つ目は、「事業の優先順位を見直す」

3つ目は、「びばいの未来へ投資する」

私は、人口減少に歯止めをかけ、未来にわたって持続可能な地域社会をつくるため、美唄に希望をもって住み続けられるまちづくりを進めていかなければならないと考えます。

そのために、人口減少対策、子どもの教育や子育て環境の整備に必要な先行投資を行っ

てまいります。

また、令和7年度は、「効率化と未来への投資」をテーマに掲げ、DXの推進による「未来志向の行財政改革へ歩みだす年」として位置づけ、さらなる施策の充実を図りながら「第7期美唄市総合計画」前期基本計画の最終年度として、各施策を推進してまいります。

3 主要施策

令和7年度の主要施策について、第7期総合計画の体系に沿って、ご説明申し上げます。

挑戦1 ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり

1 地域コミュニティ

地域コミュニティについては、人口減少や少子高齢化の急速な進行に伴い、町内会等の役員の担い手不足や、地域活動の弱体化、社会的孤立等が深刻化しています。

そのため、集落支援員の活動等を通じて地域の実情や課題を把握し解決を図ることで、誰もが住み慣れた地域で暮らすことができる仕組みづくりを支援するなど、地域コミュニティの再構築に取り組んでまいります。

また、総合福祉センターや地域福祉会館については、福祉活動及び地域コミュニティの拠点施設として、市民の皆様に安心して利用いただき、交流事業などの拡大が一層図られるよう適切な維持管理及び計画的な整備に努めてまいります。

生活困窮者等の貧困対策については、さまざまな要因により困窮する世帯の問題点をひも解きながら解決に向けて取り組むとともに、市と支援機関、関係団体等による包括的支援体制の構築をさらに進め、生きづらさを抱えている方や社会から孤立している方の早期発見・早期支援に努めてまいります。

2 障がい者福祉

障がい者福祉については、「第7期美唄市障がい者プラン」に基づき、市民、事業者による障がい者への合理的配慮を推進し、障がい者が社会の一員として社会参加しやすくなるよう、コミュニケーション支援や交流と相互理解の促進に努めてまいります。

また、障がい者への支援体制の整備を図るため、「美唄市障がい者地域自立支援協議会」において、障がい福祉サービスの開発や改善の検討を行うとともに、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向け、総合相談窓口である障がい者基幹相談支援センターを中心とした地域生活支援拠点の整備を進めてまいります。

3 高齢者福祉

高齢者福祉については、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して生活ができるよう、「美唄市地域包括ケア推進条例」に基づき、在宅医療や介護などを切れ目なく提供する体制を整えるほか、より多くの皆様に介護予防に取り組んでいただくために、貯筋体操の自主グループ活動への支援を継続し、新たに参加する方に対しては、地域で行われている介護予防教室への参加を促してまいります。

また、高齢者の社会的孤立の防止をはじめ、より暮らしやすい地域の支え合い体制づくりのため地域サロンへの支援を継続するほか、地域コミュニティの力で地域の課題が解決できるよう、懇談会等の開催を通じて、地域の強みを見つめ直し、地域活動を活性化させる取組を進めてまいります。

認知症施策の推進については、認知症の人やそのご家族、地域住民等が安心して集まり、生きがいをもって活動することを通じて本人の思いを発信し、認知症についての正しい知識の普及を図るために、認知症カフェや認知症サポーター養成講座を開催するとともに「SOSネットワーク」の運用を継続してまいります。

さらに、学生、生徒など若い方々も認知症について学ぶことができる機会の創出や、外国人介護従事者が認知症について学び、同じ立場の介護従事者と交流しながら、自信をも

って業務に従事できるよう研修会などを開催してまいります。

間口除雪事業については、市道における従来の除雪路線に歩道除雪路線を加える対象要件の整備など制度の拡充を行い、高齢者等が住み慣れた地域で冬季間も安心して暮らせるよう在宅生活における支援の強化を図ってまいります。

また、恵風園・恵祥園については、美唄市恵風園・恵祥園建替え等基本構想を踏まえ、引き続き将来を見据えた高齢者福祉の推進及び施設のあり方について専門的な知識や経験をもつアドバイザーの活用により検討を進めるとともに、民間事業者との協議や情報交換を図りながら基本計画の策定に向けて取り組んでまいります。

後期高齢者医療については、健康診査や歯科健診の実施、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進に取り組み、生活習慣病の重症化予防や心身機能の低下防止に努めてまいります。

4 保健

保健については、市民一人ひとりが健康づくりへの意識を高めることができるよう「びばいヘルシーライフ21(第3期)」及び「美唄市自殺対策計画(第2期)」に基づき、ライフステージに応じた各種健診や健康教育、健康相談等を行うほか、妊娠期、乳幼児期から生活習慣病予防に視点を置いた、「栄養・食生活」、「運動・身体活動」、「休養・メンタルヘルス」、「飲酒」、「喫煙・受動喫煙」及び「歯・口腔の健康」の6つの領域による健康づくりを進めてまいります。

また、「美唄市子育て世代包括支援センター」においては、全ての妊婦を対象に、妊娠、出産、子育てまでのケアプランを作成し、妊娠期から切れ目のない相談支援を行い、子育て世代の不安や孤立感の解消などに努めるほか、妊婦のための支援交付金を支給し、妊娠出産時の経済的負担の軽減に努めてまいります。

また、令和7年4月から带状疱疹ワクチンが予防接種法に基づく定期接種となることを受け、美唄市医師会及び市内医療機関の協力のもと、接種体制を確保するとともに、接種費

用の一部を公費で負担するなど、感染症対策の充実に努めてまいります。

国民健康保険事業については、美唄市医師会や関係機関と連携し、「美唄市国民健康保険データヘルス計画(第3期)」に基づく保健事業の推進を図るとともに、ジェネリック医薬品の使用促進や適正受診の推進を行うほか、健全な運営に向けて保険税の収入確保に努めてまいります。

5 地域医療

地域医療については、市民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域完結型医療へ転換し、持続可能な医療提供体制や地域包括ケアシステムの推進に取り組んでまいります。

救急医療については、美唄市医師会や近隣中核病院との一層の連携を図り、救急医療体制の確保、充実に努めてまいります。

市立美唄病院については、市民の皆様の健康と安心を第一に考え、地域に必要とされる病院を目指すとともに、経営健全化を推進するため、引き続き総務省のアドバイザー派遣事業により専門家の助言をいただきながら、「市立美唄病院経営強化プラン」を推進してまいります。

また、診療体制の充実を図るため、道内の医育大学はもとより、医師派遣を受けている道外医大との連携を深め、日本プライマリ・ケア連合学会北海道ブロック支部の事務局を継続して担うことで、総合診療医との関係性を築き、臨床実習生や研修医の受入れ体制等を整備し医師の確保につなげてまいります。

さらに、信頼される病院づくりのため、職員研修を通じて医療の質の向上を図るとともに、ホームページを充実させ、病院の情報をタイムリーかつ分かりやすく発信し、市民の皆様とのコミュニケーションを深めてまいります。

在宅医療の推進については、訪問診療や訪問看護の体制を強化し、感染症予防対策を徹底することで、安全・安心な医療環境の提供に努めてまいります。

市立美唄病院建替え事業の推進については、建替え事業の最終年度として外構工事を行ってまいります。

北海道せき損センターの存続に向けた対応については、地域の医療体制を踏まえた慎重な議論のもと進められるべきものであり、移転ありきで進めないこと、さらに地域医療を守るために必要な北海道せき損センターの維持・存続を基本に、市議会及び北海道せき損センターの存続を求める委員会と連携協力し、北海道、関係医師会とも情報を共有しながら取り組んでまいります。

挑戦 2 地域資源を生かした「にぎわい」と「活力」あふれるまちづくり

6 商工業振興

商工業振興について、中心市街地の活性化については、引き続き地域力創造アドバイザーや地域おこし協力隊を配置するとともに、中心市街地活性化協議会で議論を深めるなど、官民一体となって「中心市街地活性化基本計画」の策定に向けた取組を進めるほか、北海学園大学と連携した商店街の活性化や商店街組織の賑わい創出を支援するなど、商工会議所や関係機関との連携を図り、中心市街地の賑わいづくりに努めてまいります。

また、将来に向けた担い手の確保・育成など、今後求められる商工業の課題に全市的な観点から積極的に取り組んでまいります。

企業立地については、「美唄市産業振興条例」に基づき、次世代半導体関連産業の誘致や雪冷熱による環境負荷の低減を図るデータセンターの立地を進めるため、自然災害リスクが少ないなどの空知団地の優位性を積極的に発信するとともに、地域活性化起業人と連携した企業誘致やサテライトオフィスの設置など、美唄ハイテクセンターの入居率向上及び有効活用に取り組んでまいります。

また、市内企業の経営基盤の強化を図るため、新分野の進出及び販路拡大などの補助のほか、融資制度や人材育成の支援などを行うとともに、商工会議所など各関係機関と連携

した取組を進めてまいります。

スポーツを契機とするビジネスの起業化と地域活性化については、「美唄ブラックダイヤモンド」のリーグ戦運営活動の強化のほか、地域貢献活動の充実、スポーツ合宿誘致に向けて、引き続き地域おこし協力隊や地域活性化起業人を配置し、本市の知名度向上や地域経済の活性化に取り組んでまいります。

さらに、産業全体で将来不足が懸念される情報化人材の育成を図るため、継続的にプログラミングを学べる「未来クライム」を通じてIT技術を継続的に学ぶ環境を提供するほか、アプリケーション開発の実践的な経験を積む機会を提供し、市内企業への雇用促進や関連企業の誘致に取り組んでまいります。

7 雇用対策

雇用対策については、市内高校や企業と連携し企業見学会や合同企業説明会を開催するなど、高校生と地元企業のマッチングの機会を設けるほか、技能講習の支援などを通じて、地元就職率の向上を図ってまいります。

また、テレワークやワーケーションを含めた企業立地と産業振興施策の展開や、国や道の支援制度を積極的に活用することで、女性や若年層、高齢者、障がい者を含む雇用機会の創出を図るとともに、ふるさとハローワーク「ジョブガイドびばい」と連携した就労促進に努めてまいります。

さらに、企業の人材育成を図るため、美唄地域人材開発センター等の関係機関と連携して技能や知識習得に対する助成を継続してまいります。

8 観光・交流

観光・交流については、観光プロモーションや地域おこし協力隊の活動を通じて美唄の魅力国内外に積極的に発信し、多くの人々が美唄を訪れる機会を創出するとともに、本市の「食」と「農」を基軸とした地域づくりを推進することで、都市と農村の交流と共生

を促進し、交流人口や関係人口の創出・拡大を目指してまいります。

この冬は、スノーアクティビティや魅力的な雪景色を求めて本市に多くのインバウンド客が訪れました。この流れを受けて、インバウンドの受け入れ態勢をさらに強化するため、「ステイびばい」や「美唄観光物産協会」等と連携し、日本遺産「炭鉄港」などの地域資源を活用した新たな体験メニューや滞在型観光商品の開発に取り組み、外国人観光客が市内での滞在を満喫できるよう、中心市街地への回遊促進も目指してまいります。

さらに、道道美唄富良野線の全期間開通を見据えた観光地づくりについては、美唄国設スキー場のリニューアルに向けた整備を進めるとともに、通年利用と周辺施設の活用について検討を行い、誘客促進のために美唄来訪者向けの動態調査と分析に取り組んでまいります。

ふるさと納税については、寄附者の皆様に寄附金の使い道を分かりやすくお伝えし、本市まちづくりに関する情報発信に努めるとともに、返礼品の充実を図り、今後とも寄附者の確保と拡大に取り組んでまいります。

9 地域情報化

地域情報化については、「美唄市情報化推進計画（デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画)」に基づく、情報システムの標準化・共通化の導入を行うとともに、来庁者が迷うことなくスムーズな手続きや、待ち時間の短縮を目指した「書かないワンストップ窓口」の実現に向けた窓口改革を進めてまいります。

また、地域情報や行政サービス、デジタルサービスの一元化を図るとともに、生活の利便性向上や地域経済の活性化を支援するため「美唄市公式スーパーアプリ」の実装、「美唄市公式LINE」の拡充を図り、誰一人取り残されず全ての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する、国の「デジタル田園都市国家構想」に基づき、本市にふさわしいデジタル基盤を活用した地域づくりを進めてまいります。

10 農業振興

農業振興については、「美唄市農業ビジョン(第3次)」に基づき、命を育む力強い農業が営まれ、安全・安心な農産物を作るとともに、多様な機能を有する活力ある農業・農村づくりを進めてまいります。

水稻や畑作物の生産振興については、水稻の直播栽培などの低コスト・省力化技術の導入や高収益作物の導入、たまねぎ直播栽培を支援するなど、生産体制の強化を図ってまいります。

美唄産農産物のブランド化については、ふるさと納税の寄附者や「ふるさと美唄応援団」の団員などに向けた美唄産農産物のPRやイベントを通じた販売などを進めるとともに、美唄産米などの海外への販路拡大をはじめ、幅広い販売ルートの確保に向けた取組を進めてまいります。

農業生産基盤の整備については、国営農地再編整備事業や道営農地整備事業の推進により、生産条件の改善と担い手への農地の集積を図るほか、関連する農道、排水路などの適切な維持管理や整備を行うとともに、農業水利施設の改修及び排水機場における排水ポンプ設備等の更新の促進を図り、引き続き本市の基幹的な産業である農業の経営基盤の強化に取り組んでまいります。

スマート農業の推進については、「美唄市ICT農業推進協議会」とともに、スマート農業技術の検証や北海道大学との産学官連携のほか、スマート農業機械導入について支援を継続してまいります。

また、引き続き地域活性化起業人による地域への技術の普及促進を図るなど、農業基盤整備の事業効果をより一層高めてまいります。

新規就農者の育成・確保については、農業後継者はもとより、若者や女性など多様な人材が就農できるよう、定着に向けた支援や経営体質の強化、農業法人の育成等の取組を促進するほか、地域おこし協力隊の活用による第三者継承についても支援してまいります。

また、農業者が主体となる農業・農村の多面的機能を維持・発揮する取組や中山間地域農業、環境保全型農業の取組を支援してまいります。

「食農教育」については、「地域と暮らしに学ぶ『農業科』推進事業」において小学校での「農業科」を推進するとともに、本市の地域特性や優位性を生かしながら、美唄尚栄高等学校の生徒が計画し、美唄産農産物を活用した「食」と「農」を連動させた特産品の開発や食のブランド化に取り組む活動を引き続き支援してまいります。

鳥獣による農業被害対策については、エゾシカやアライグマなどによる被害を防ぐため、電気柵の導入支援を行うほか、北海道猟友会美唄支部と連携して駆除を進めてまいります。

さらに、高齢化などによるハンター不足の解消に向け、引き続きハンターの育成支援を行うほか、地域おこし協力隊の活用により、鳥獣被害防止対策等の強化及びジビエの利活用を促進してまいります。

11 農商工連携

農商工連携については、農業と商工業の産業間の連携を図りながら、米をはじめとする農産物のブランド化を推進するとともに、アスパラガス、ハスカップ、トマト、にんにく、生姜などの高収益作物の導入拡大を引き続き支援してまいります。

また、市内で生産される農産物の付加価値向上を図るため、国や北海道の農商工連携・6次産業化の支援制度に加え、市独自の農商工連携等推進補助金などの活用を図りながら、新商品の開発や販路拡大の取組を支援してまいります。

美唄の「食」と「農」のブランド化に向けては、首都圏に設置したアンテナショップでの販売や、各地で開催される特産品展示会などでのPRを通じて、美唄ならではの特産品の販路拡大と魅力発信を推進してまいります。

さらに、こうした取組をより効果的に進めるため、新たに地域活性化起業人を配置し、都市部からの関係人口・交流人口の拡大にも取り組んでまいります。

12 移住・定住

移住・定住については、住宅購入や若者向け家賃助成を継続するほか、「美唄市移住・定住推進協議会」と連携し、移住者交流会や移住体験ツアーを実施することで、新たに美唄へ移り住む方々と地域住民とのつながりを深め、地域コミュニティの活性化を図ってまいります。

また、移住の相談・受入体制を強化するため、新たに定住支援員を配置するとともに、本市の魅力をより多くの方に知っていただけるよう、各種媒体を活用した情報提供の機会を拡充し、移住・定住の促進を図ってまいります。

さらに、教育・子育て支援や働く場の確保、生活利便性の向上など、移住者だけでなく長く住み続ける人々にとっても魅力的なまちづくりを推進し、「美唄に住みたい、住み続けたい」と思える環境を整えてまいります。

結婚支援については、これまで実施してきた結婚に伴う新生活のスタートアップのための助成に加えて、新たに結婚支援業者と連携して結婚支援サービスを受けられる機会を創出することで、婚姻率の向上を目指してまいります。

関係人口の創出・拡大については、さまざまな機会を通じて本市の魅力や暮らしに関する情報を積極的に発信するとともに、「ふるさと美唄応援団制度」を活用し、首都圏などとの継続的なつながりを強化し、本市への新たな人の流れを生み出すよう取り組んでまいります。

挑戦3 地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくり

13 子育て支援

子育て支援については、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるため、令和7年度から始まる「第3期美唄市子ども・子育て支援事業計画」の着実な実施と進捗管

理を行ってまいります。

保育の環境づくりについては、多様な働き方をする保護者が安心して子どもを預けられるよう、3歳未満児の受入体制を拡充するため、引き続き保育士の確保に努めるとともに、施設整備の検討を進めてまいります。

妊娠や子育てに関する経済的負担の軽減策については、不妊治療費の一部助成、18歳までの子どもの医療費全額助成及び多子世帯で認可外保育施設に入所している3歳未満児の保育料補助を継続してまいります。

また、国の無償化対象外となっている3歳未満児の保育料や、全園児の給食費の無償化に向け、関係団体等との協議を進め、具体的な方策を検討してまいります。

児童虐待への対応や防止については、児童相談所や「美唄市子育て世代包括支援センター」をはじめ、関係機関との連携を密にし、迅速かつ適切に対応するなど、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない包括的な支援に努め、さらに児童福祉機能と母子保健機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の開設に向けた検討を行ってまいります。

14 平和施策

平和施策については、「日本国憲法」及び「美唄市まちづくり基本条例」における平和の希求の理念のもと、「核兵器廃絶平和都市宣言」に込めた恒久平和の願いが、子どもから高齢者まで広い世代に行き渡っていくように、平和映画会、平和祈念ポスター展、平和ミニコンサート、被爆体験伝承講話の開催や平和図書コーナーの設置などの平和祈念事業を継続するとともに、広島市や長崎市をはじめとする平和首長(しゅちょう)会議の加盟団体である自治体との連携による取組により、市民の皆様とともに平和の尊さを広く伝えてまいります。

15 学校教育

学校教育については、多様な学習ニーズに応じた学習環境の整備を進めるとともに、

C T機器やA Iドリルの効果的な活用により学びを深め、新しい時代に対応できる「確かな学力」の育成に努めてまいります。

特色ある教育については、小学校の総合的な学習の時間に「農業科」を設け、「農業で学ぶ」ことをとおして、「豊かな心」、「人とのコミュニケーション」、「自ら判断し考える力」を養い、子どもたちが自立して生きていく力を育む教育を進めてまいります。

また、教育格差の解消を図るため、経済的な理由で学用品などの支払いが困難な世帯に対して引き続き支援を行ってまいります。

さらに、学校に自転車で通学する児童生徒に対して、ヘルメット購入の助成を実施し、通学時の安全対策を強化してまいります。

学校給食については、教育活動の一環として実施する重要な「生きた教材」であり、多様な食品の組み合わせや献立の工夫・改善を重ねながら、成長期の児童・生徒に栄養バランスの取れた、安全で安心な質の高い給食を提供するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、引き続き学校給食費の無償化に取り組んでまいります。

学校施設については、安全・安心な教育環境を提供するため、計画的な改修に努めてまいります。

市内高等学校の魅力化については、経済的に修学が困難な生徒に対して給付している奨学金を拡充するほか、様々な資格取得を支援することで生徒が集中して勉学に励むことができる環境を整えてまいります。また、市内高等学校との意見交換を継続し、他の施策との連携を図りながら、魅力ある高校づくりに向けた教育活動の支援を進めてまいります。

16 生涯学習・スポーツ

生涯学習・スポーツについては、市民の皆様が生涯にわたって学び続け、豊かな人生を送ることができる環境を提供するため、各種教室や主催行事を実施し、学びの機会を広げてまいります。

また、改修を進めている総合体育館や、道内最大規模の体育センターのクライミング・

ウォールを活用し、全道規模の大会を誘致することや、2028年ロサンゼルスオリンピック出場を目指す永山竜樹選手を地域一体となって応援することで、市民のスポーツ振興や健康づくりの機運を高めてまいります。

さらに、社会教育・社会体育施設については、市民の皆様が安心して学び、スポーツに親しめる場を提供できるよう、設備の更新や改修等を行い、適切な施設管理に努めてまいります。

17 文化・芸術

文化・芸術については、市民文化祭の開催をはじめ、市民の皆様が主体的に取り組む活動を支援するなど、文化芸術に親しめる環境づくりに努めてまいります。

また、郷土史料館については、地域の人材の記憶や経験など、文化資本の蓄積を目指した「地域学・美唄学」の取組を推進する拠点として、地域の方々の記憶や貴重な経験などを次世代の子どもたちにつなぐ取組を行ってまいります。

文化財の保護については、美唄屯田兵屋や旧桜井家住宅、安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄など文化財等の適切な維持・保全を行い、次世代に継承してまいります。

挑戦4 人と自然が共生した安全・安心のまちづくり

18 自然保護

自然保護については、宮島沼水鳥・湿地センターを拠点とし、国や北海道をはじめとする関係機関、地域の皆様と連携しながら、宮島沼や美唄湿原などの貴重な自然環境の保全と活用に取り組んでまいります。

また、市内外の多くの方を対象に、体験型学習会の開催や、教育機関と連携した体験型授業などの環境教育を実施するなど、本市の貴重な自然環境の保全や生物多様性に配慮した活動を進めてまいります。

19 循環型社会

循環型社会については、リユースの促進やごみの適正分別の普及啓発に努め、ごみの減量化及び再資源化を推進するとともに、市民の皆様や事業者、関係団体と協力し、地域の環境衛生や環境保全活動を進め、市民一人ひとりの環境意識の向上に取り組んでまいります。

また、ごみやし尿の適正処理のため、収集・運搬及び処理業務を適切に行うとともに、広域処理施設の円滑な運営に向け、関係自治体との連携を強化してまいります。

20 都市基盤整備

都市基盤整備について、市道については、市立美唄病院及び旧美工跡地と隣接する「沼貝線」の整備を継続するほか、凍上により傷んでいる「岩城団地2線」や「稲穂団地2号線」など9路線の再改修、昭和通では市立美唄病院前の歩道拡幅、「西3号線」において橋りょう取付部の段差解消や「沼の内西14線」などの改良舗装、「西19線」などの舗装整備、茶志内地区などの側溝整備に取り組んでまいります。

橋りょうについては、「5号線橋」や「松田橋」など6橋の補修工事を進めるとともに、安全で安心して橋りょうを利用できるよう、法令に基づく点検を行ってまいります。

道路施設については、路面や排水などの維持管理を適切に行うほか、町内会などが管理する街路灯については、令和6年度より実施した電気料の補助の拡充に合わせ、省エネ効果のあるLED街路灯の促進により、地域の負担が軽減されるよう取り組んでまいります。

広域交通網の整備については、渋滞の緩和のほか、地域振興につながる新たな交通ネットワークの構築のため、「国道12号峰延道路」と昨年開通を迎えた「道道美唄富良野線」の早期完成に向けて、引き続き国や北海道に要望活動を行ってまいります。

除排雪については、冬道の交通安全対策が図られるよう、国や北海道などの関係機関と

連携しながら、市民生活や経済活動の基盤となる道路・歩道の除排雪を行い、安全・安心な道路交通網の確保に努めてまいります。

河川については、水防機能の強化が図られるよう、「ビバイイクシュンベツ川」と「間の沢川」を整備するほか、河川機能の適切な維持管理に努めてまいります。

市営住宅については、「美唄市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、「ゆたかニュータウン」2棟の外部改修、「進徳団地」、「東光団地」及び「有為団地」の照明設備改修により、長寿命化を図り、適切な維持管理を行ってまいります。

民間住宅については、高齢者が安心して暮らせるよう、バリアフリーや断熱改修等に対する支援の継続、空き家対策については、「美唄市空家等対策計画」に基づき、老朽化した一般住宅や店舗等の除却に対する支援を継続してまいります。

また、空き住戸となっている市営住宅において、耐用年数が経過した空き住戸の解体、引き続き耐用年数が経過した団地の入居者を対象に、既存団地への移転を促すことにより、各団地の入居率の向上に取り組んでまいります。

旧美唄工業高校跡地の団地建設等に向けては、継続して協議を重ね、実施に向けて進めてまいります。

また、人口減少や少子高齢化に伴う世帯数の減少など、社会状況の変化やライフスタイルの多様化に対応した住宅施策を推進するため、住生活基本計画の現行計画期間の満了に伴い、その見直しを行います。

また、公営住宅の入居率向上と空き住戸の解消に向けて、耐用年数内の住宅を有効活用する方策について検討を進めてまいります。

上水道については、有収率の向上や赤水の解消など、水質管理を図るため、計画的に配水管改良事業や漏水調査及び水管橋点検を実施するとともに、水道管の耐震化や浄水場の老朽設備の更新を進め、安全で安心な飲料水の安定供給に努めてまいります。

また、将来にわたり水道事業の持続的な経営が図られるよう、水道料金の改訂も含め将来的な本市の水道事業のあり方について検討してまいります。

下水道については、汚水処理区域における水洗化を促進するとともに、老朽化したマンホールポンプ所の設備を更新するほか、施設の点検結果に基づき、「美唄市下水道ストックマネジメント計画」の見直しを行ってまいります。

また、汚水処理区域外については、引き続き合併処理浄化槽の設置を行い、快適な生活環境と良質な水環境の維持に努めてまいります。

21 景観・緑づくり

景観・緑づくりについては、市民や関係団体の皆様と協力し、花の植栽などの景観づくりの取組を進めるほか、老朽化した東雲公園の遊具を更新するとともに、中央公園には新たに複合遊具を設置し、魅力的な公園づくりに努めてまいります。

森林については、市有林の適正管理に努めるほか、民有林の維持・保全の取組に引き続き支援してまいります。

また、森林環境譲与税を活用し、個人や企業等の私有人工林の所有者に対する森林整備に向けた事業の推進及び市有防風林の改植を実施するほか、市有林の皆伐(かいばつ)や植林等を行い、森林資源の循環利用に向けた取組を推進してまいります。

22 生活・交通

生活・交通については、昨年10月から運行している「のるーと美唄」の実証運行を継続するほか、既存路線等の見直しなど、今後の市内の公共交通体系の検討を進め、地域特性に応じた持続可能な公共交通の実現を図ってまいります。

また、火葬場については、火葬炉設備の修繕等を行い、市内外の多くの方が安心して利用できる環境整備を行ってまいります。

23 国土強靱化

国土強靱化については、「美唄市強靱化計画」に基づき、大規模自然災害から市民の生

命・財産と本市の社会経済システムを守り、本市がもつポテンシャルを生かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道の強靱化に積極的に貢献してまいります。

また、雪冷熱エネルギーを活用した「ホワイトデータセンター構想」を推進することにより、Co2排出ゼロへの取組や環境への配慮など、「持続可能な開発目標(SDGs)」の視点を踏まえた、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

24 防災・防犯・交通安全

防災については、地域防災力の要となる自助・共助の向上を図るため、自主防災組織設立支援と地域住民の災害行動計画となるコミュニティタイムラインの作成支援に引続き取り組んでまいります。

また、大規模自然災害や大規模事故等を想定した災害対策本部訓練や水防訓練、広報訓練などを継続して実施し、職員の災害対応力の充実に努めるとともに、災害情報の伝達手段の拡充を図るためデジタル同報系防災行政無線を整備し、防災体制の強化に努めてまいります。

防犯については、警察や防犯協会などの関係団体と連携を図りながら、防犯に関する情報提供や自主的な防犯活動を広げ、市民の皆様が安全で安心して生活できるまちづくりに努めてまいります。

交通安全については、美唄市安全で安心なまちづくり推進協議会と連携し、幼稚園児や小学生、高齢者を対象とした交通安全教室を実施するとともに、飲酒運転撲滅に向けた啓発活動を行います。

また、高齢者による交通事故の抑止を図るため、75歳以上の方で運転免許証を自主返納された方に対し、引き続きタクシー利用券を交付してまいります。

25 消防・救急

消防については、消火栓の移設や更新をはじめ、道道美唄富良野線の開通に伴い、消防

無線や携帯電話の不感地帯に対応するため、必要となる衛星電話を更新し、災害対応力の一層の充実・強化に取り組んでまいります。

火災予防については、計画的な立入検査を実施し、一般住宅における防火安全対策の普及を推進するとともに、住宅用火災警報器の設置・維持管理の促進、事業所に対する消防関係法令の遵守指導や違反是正を徹底してまいります。加えて、「幼年消防クラブ」や「ジュニア消防クラブ」の活動を通じた防火・防災教育に取り組み、火災のない安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

救急については、救急救命士を計画的に採用するとともに、指導救命士による救急隊員への教育・指導体制を充実させるほか、医療機関との連携を強化することで、救急体制のさらなる向上を図ってまいります。

26 消費者保護

消費者保護については、近年、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺などの消費者被害は、ますます複雑化・多様化しています。こうした被害の防止に向けて、消費者協会による消費生活相談の充実を図るとともに、警察をはじめとする地域の安全・安心を担う各種団体と連携し、対策を強化してまいります。

挑戦5 市民が主役の誰もが活躍できるまちづくり

27 協働のまちづくり

協働のまちづくりについては、「美唄市まちづくり基本条例」の基本原則である「市民主体のまちづくり」「情報の共有」「協働のまちづくり」を推進するため、市政や暮らしに関する情報を、広報紙メロディーや市公式ホームページ、地デジ広報など様々な媒体を活用して発信するとともに、審議会等への委員としての参画をはじめ、意見交換会への参加や市民意見の公募などを通じて、市民の皆様がまちづくりに関わる機会を提供してまいり

ます。

シティプロモーションについては、本市の新たなシンボルである「Be Beautiful 美しくあれ。」のもと、本市のブランドイメージ向上を目指すとともに、シビックプライドの醸成を図り、関係人口や交流人口の増加に加え、ワークショップ等の開催を通じた「活動人口」の拡大に取り組んでまいります。

また、令和7年度は新たに子どもたちがまちづくり活動に参加する原体験の機会を創出するため、「子どもとまちの未来会議」を開催し、まちづくりや地域活動への意識を高める取組を進めてまいります。

さらに、外国人住民が地域で安心して生活できる環境を整えるため、地域国際化アドバイザーを活用し、多文化共生社会の実現に向けた調査・検討を進めてまいります。

28 男女共同参画

男女共同参画については、広報紙メロディーや市公式ホームページを活用し、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や「意識改革」についてPRや情報提供を行うなど、様々な機会を通じて男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

また、本市における性の多様性を尊重する取組の一環として、公的にその関係性を認めるパートナーシップ制度の導入に向け、検討委員会を設置し調査・検討を進めてまいります。

29 行財政運営

行財政運営について、総合計画については、令和7年度は、「第7期美唄市総合計画」前期基本計画の最終年度であり、「第7期美唄市総合計画」に掲げる都市像の実現に向けて、これまでの施策の成果や課題を市民の皆様と共有しながら検証し、令和8年度から始まる後期基本計画の策定を進めてまいります。

また、「第2期美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」も最終年度を迎えることから、

第3期の総合戦略については、総合計画後期基本計画と一体的な計画として策定いたします。この計画の策定に当たっては、市民の皆様のご意見を反映しながら、美唄の未来をもとに考え、より暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。

財政状況については、これまでの行財政改革の取組や特別交付税の増額により黒字決算を確保するとともに、ふるさと納税の増加などにより、将来的な財政支出に備えての各種基金の積み増しを進めてきたところです。その結果、財政の健全性を示す各指標も改善傾向にありますが、中長期的には、人口減少や少子高齢化の進行により、財政規模の縮小が予想されます。そのような中、公共施設やインフラの老朽化対策、急激な物価高への対応、さらには将来にわたる持続可能な財政基盤の確立が求められておりますことから、こうした課題に対応するため、引き続き事務事業の質的転換や新たな歳入の確保など、不断の行財政改革に取り組んでまいります。

職員については、新しい時代の変化や様々な行政ニーズに迅速かつ的確に対応するため、対話を重ねながら職員一人ひとりの能力や可能性を引き出すとともに、限られた人材を有効に活用し、組織としての総合力を高め、市民の皆様のご信頼と期待に応えることができる、高い先見性と必要な資質をもった人材の育成を図ってまいります。

4 むすび

以上、令和7年度の市政執行方針を申し上げましたが、私のまちづくりに対する思いの一端を述べさせていただきます。

よく聞く話として、組織や個人が何か変化を起こそうとする、課題解決を目指そうとする時、ミッションやビジョンについて語られます。令和7年度のスタートを切る前に、市民の皆様、市議会議員の皆様、そして市職員と、美唄市におけるミッション、ビジョンについて共有させていただきます。

まず、そもそもミッションとは何か。

それは、何を成し遂げるのか、英語で言えばWhatです。

では、美唄市政のミッションは何なのか。

それは、「未来に持続可能なまちづくり」を行うことです。

それではビジョンとは何なのか。

それは英語で言えばWhere（どこ）、どんな状態を理想として目指すのかを表す言葉です。

未来の美唄がどのような状態であることが、ミッションである「持続可能なまちづくり」を行うのに理想的な状態なのか、それがビジョンです。

それらを踏まえ、私の考える美唄のビジョンが「皆がときめく未来を語るまち」だというわけです。

昨年もこの場を含め、議場においては何度もお話していますが、「皆がときめく未来を語るまち」とは、全ての市民が我が事として、まちに暮らすことの安心や希望を話題に語り合う状態、ビジョンを目指すということです。

ですから、そのビジョンに到達するために必要か否かを全ての判断基準として市政運営を行っています。

美唄のミッションは企業誘致や箱モノの建設ではありませんし、美唄のビジョンは未来の地図ではないのです。未来に「美唄」という街を引き継ぐという使命と、そのために必要な美唄市民一人ひとりのありようなのです。その理想的なありようを、ビジョンを創出するために、私、そして市職員は、市民の先頭に立って必要な変化を起こしてまいります。

市民の皆様とミッション、ビジョンの共有の下、共に知恵を出し合い、着実にまちづくりの歩みを進めてまいります。

市民の皆様並びに議員の皆様の特段のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和7年度市政執行方針の説明とさせていただきます。